

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

県自然環境保全地域の指定予定

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令

松くい虫の特別防除の実施

◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨

特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告 二級建築士試験等の実施

告 示

鳥取県告示第三百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項

に規定にする医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先
耳鼻咽喉科	麻木 宏栄	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
平衡・音声・言語・聴覚障害		
内科	高森 道雄	気高郡鹿野町大字今市二四 鳥取医療生協鹿野温泉病院
肢体不自由		
外科	古元 嘉昭	東伯郡三朝町大字山田八二 岡山大学医学部附属病院三朝分院
肢体不自由及び心臓・呼吸器機能障害		
内科	安東 良博	日野郡日南町生山五一 日南町国民健康保険日南病院
肢体不自由		
内科	吉田 勝彦	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険西伯病院
心臓・呼吸器機能障害		
外科	深田 民人	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
心臓・呼吸器機能障害		

鳥取県告示第三百五十二号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 県自然環境保全地域の名称

佐治県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

八頭郡佐治村大字古市地内の箕瀨頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木、大字加茂及び大字余戸の各一部（面積四二・八ヘクタール）

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和五十九年四月二十五日から二週間

鳥取県告示第三百五十三号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、佐治県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保全計画の決定の案の概要

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、河川争奪により生じた河岸段丘や急崖地形が発達し、各所に穿入蛇行地形やV字型峡谷が形成されている。

また、緑色千枚岩の風化、浸食に係る佐治石が分布し、全国的に有名な水石の産地を形成している。この佐治石は希少な自然の造形物であると同時に、その母岩は古世代における火山活動史、地質構造を研究、解明する上で、欠くことのできない貴重なものである。

このように本地域は、地形及び地質が特異であるので、その一部を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	区域	面積
佐 治 特 別 地 区	八頭郡佐治村大字古市地内の箕瀨頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに同村大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木及び大字加茂の各一部	一八・八ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

伐採の方法及びその限度	2 の 特 別 地 区 の 区 域
	一 伐区二ヘクタール以内の皆伐を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の種類の位置	工 種
境界柱	必要と認める箇所
標 識	八頭郡佐治村大字森坪、大字加瀬木、大字加茂及び大字余戸地内
	新 設

二 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場

三 保全計画の決定の案の縦覧期間

昭和五十九年四月二十五日から二週間

鳥取県告示第三百五十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規

定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 鳥取市、倉吉市、東伯郡関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡中山町、淀江町及び日吉津村並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 気高郡気高町並びに東伯郡泊村、北条町及び大栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

昭和五十九年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置

一のイに掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を、一のイのロに掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有

し、又は管理する者は当該樹木について地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとする時は、別に定める申請書を一の二に定める期間経過後速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる松の樹木を所有し、又は管理する者が一の二に掲げる期間内に三の措置を行わない時、行つても十分でない時、又は行う見込みがない時は、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超える時は、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課及び各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十五号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域

倉吉市、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡東郷町及び三朝町並びに西伯郡名和町、大山町、淀江町、会見町及び西伯町の各一部(別紙のとおりとする。)

二 期間

昭和五十九年六月六日から同年七月十五日まで

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課及び各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨		合計		寄附 (内訳別掲)	
<p>◎その他の政治団体 期間 昭和57年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 常田たかよし後援会 報告年月日 昭和59年2月28日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 3,020,754円 ア 前年繰越額 20,754円 イ 本年収入額 3,000,000円 (2) 支出総額 3,023,970円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (内訳別掲) 個人からの寄附 2,000,000円 法人その他の団体からの寄附 1,000,000円 合 計 3,000,000円 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 2,000,000円 その他 2,000,000円 小 計 2,000,000円 法人その他の団体からの寄附</p>	<p>その他 1,000,000円 小 計 1,000,000円</p> <p>(2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 3,023,970円 機関紙誌の発行 行事業費 1,160,270円 宣伝事業費 1,863,700円 合 計 3,023,970円</p> <p>政治団体の名称 福田次芳後援会 報告年月日 昭和59年3月10日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 60,786円 ア 前年繰越額 786円 イ 本年収入額 60,000円 (2) 支出総額 55,450円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (内訳別掲) 個人からの寄附 60,000円</p>	<p>〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 60,000円 小 計 60,000円</p> <p>(2) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 36,200円 機関紙誌の発行 その他の事業費 19,250円 宣伝事業費 19,250円 合 計 55,450円</p> <p>政治団体の名称 高橋篤史後援会 報告年月日 昭和59年3月13日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 63,560円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 63,560円 (2) 支出総額 63,560円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳</p>	<p>個人からの寄附 63,560円 合 計 63,560円</p> <p>〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 63,560円</p> <p>(2) 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 6,360円 小 計 6,360円 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 57,200円 小 計 57,200円 合 計 63,560円</p> <p>政治団体の名称 大谷輝子後援会 報告年月日 昭和59年3月22日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 21,420円 ア 前年繰越額 3,420円</p>		

<p>1 本年収入額 18,000円</p> <p>(2) 支出総額 16,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>個人の負担する党費又は会費(180人) 18,000円</p> <p>合 計 18,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 16,000円</p> <p>機関紙誌の発行事業費 16,000円</p> <p>合 計 16,000円</p> <p>政治団体の名称 小笹良後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月22日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 新見修後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月22日</p>	<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 足立利喜雄後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月26日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 市橋香海後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月26日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 江原勝後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月26日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 12,022円</p> <p>ア 前年繰越額 822円</p>	<p>1 本年収入額 11,200円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>2 収入の内訳</p> <p>個人の負担する党費又は会費(112人) 11,200円</p> <p>合 計 11,200円</p> <p>政治団体の名称 柳谷中後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月28日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 1,750,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 1,750,000円</p> <p>(2) 支出総額 1,719,089円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 1,650,000円</p> <p>法人その他の団体からの寄附 100,000円</p> <p>小 計 1,750,000円</p> <p>合 計 1,750,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p>	<p>個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所)</p> <p>柳谷 中 1,500,000円 米子市</p> <p>その他 150,000円</p> <p>小 計 1,650,000円</p> <p>法人その他の団体からの寄附</p> <p>その他 100,000円</p> <p>小 計 100,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>經常経費</p> <p>人件費 125,000円</p> <p>光熱水費 16,024円</p> <p>備品・消耗品費 59,030円</p> <p>事務所費 804,980円</p> <p>小 計 1,005,034円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 154,555円</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 525,900円</p> <p>機関紙誌の発行事業費 525,900円</p> <p>調査研究費 33,600円</p> <p>小 計 714,055円</p>
--	--	--	--

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	収入・支出の内訳	個人からの寄附	合 計
赤川哲夫後援会	昭和59年3月30日	1,719,089円	1 収入・支出の総額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附(内訳別掲) 個人からの寄附 合 計 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 小 計 (2) 支出の内訳 経常経費 人件費 事務所費	300,000円 300,000円 300,000円 300,000円 300,000円 300,000円 300,000円 300,000円 120,000円 180,000円	1,719,089円
渡辺喜八郎後援会	昭和59年3月30日	300,000円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	19,010円	300,000円
寺垣恒男後援会	昭和59年3月31日	91,840円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	0円	91,840円
躍動境港市を担う青年市民連合会	昭和59年3月31日	0円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	0円	0円
わたなべまきそう後援会	昭和59年3月31日	91,840円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	0円	91,840円
安田貞栄後援会	昭和59年3月31日	1,000,000円	収入・支出の総額 1 収入・支出の内訳 (1) 収入総額 2 支出総額	1,000,000円	1,000,000円
関金町をよくする会	昭和55年1月1日～同年12月31日	0円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	0円	0円
関金町をよくする会	昭和54年1月1日～同年12月31日	91,840円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出の内訳 (2) 支出の内訳 政治活動費	91,840円	91,840円

報告年月日	昭和59年3月9日	(2) 支出総額	2,000円
1 収入・支出の総額		2 支出の内訳	
(1) 収入総額	2,000円	経常経費	
ア 前年繰越額	2,000円	事務所費	2,000円
イ 本年収入額	0円	合 計	2,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出がなされたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会 会長 田 中 豊

保有金の収支報告書の要旨

期間	昭和57年1月1日～同年12月31日	2 支出総額	0円
特定公職の候補者の氏名	常田亨詳	特定公職の候補者の氏名	新見 修
公職の種類	県議会議員	公職の種類	県議会議員
報告年月日	昭和59年2月28日	報告年月日	昭和59年3月22日
保有金の収入・支出の総額		保有金の収入・支出の総額	
1 収入総額	0円	保有金の収入・支出の総額	

1 収入総額	0円	報告年月日	昭和59年3月26日
2 支出総額	0円	保有金の収入・支出の総額	
		1 収入総額	0円
		2 支出総額	0円
特定公職の候補者の氏名	江原 勝		
公職の種類	県議会議員		

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和59年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

昭和59年4月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格
学科の試験

- (1) 昭和59年7月22日現在において次のいずれかに該当する者
- (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の

土木に関する課程を修めて卒業した後建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

- (ロ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- イ) 知事が(イ)又は(ロ)と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
- イ) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- (2) 建築設計製図の試験

学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第85号)第11条の規定により学科の試験を免除された者

- 2 受験申込みの受付期間等
 - (1) 受験申込みの受付期間
昭和59年5月7日(月)から同月11日(金)まで
 - (2) 受験申込書の提出先
所定の受験申込書を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所に提出すること。
- (3) 受験手数料
9,000円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にはり付けること。
- 3 試験期日及び時間割
 - (1) 学科の試験
昭和59年7月22日(日)
 - 9時30分から12時30分まで 建築法規及び建築計画
 - 13時30分から16時30分まで 建築構造及び建築施工

(2) 建築設計製図の試験

昭和59年9月16日(日)
12時00分から16時30分まで

4 建築設計製図の課題

- (1) 二級建築士試験
「店舗(食料品)併用住宅(木造二階建)」
- (2) 木造建築士試験
「専用住宅」

5 試験の場所

(1) 学科の試験

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(2) 建築設計製図の試験

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

6 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和59年8月24日(金)にその旨を通知する。

(2) 最終合格者の発表は、昭和59年10月23日(火)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

7 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所にお問い合わせること。